

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県
税事務所長から報告があつた。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | |
|----------|-----------|----------------------|------------|
| 大岡石油株式会社 | （名 氏 名 称） | 主たる事務所又は 事業所の所在地は | 取消年月日 |
| | | 呉市川尻町東二丁目二番一号 | 平成二十五年四月一日 |